



新しい年を迎えました。本年もよろしくお願いいたします。年始早々、1都3県は緊急事態宣言が発令となり、どこまで感染拡大となるのか心配ですが、感染対策も、労務管理もできることを1つずつ積み重ねていくしかないと思っております。

子の看護休暇や介護休暇が時間単位で取得可能に（令和3年1月1日施行）

【制度の内容】

子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する労働者が、負傷または疾病にかかった子の世話、または疾病の予防を図る上で必要な世話をを行うため、事業主に申し出ることにより1年度において5日（2人以上の場合は10日）を限度として取得できる休暇制度
介護休暇	要介護状態ある対象家族の介護や世話をする労働者が、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（2人以上の場合は10日）を限度として取得できる休暇制度

【改正の内容】

改正前	改正後
1日、半日単位で取得できる	1日、半日、 1時間単位 で取得できる
1日の所定労働時間が4時間以下労働者は対象外	原則として全ての労働者が対象

※時間単位で取得することが困難な業務に関しては、労使協定を締結することにより、申し出を拒むことができる。

介護休業、介護休暇の違いについて

	介護休業	介護休暇
対象家族	要介護状態である配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫（同居及び扶養の要件なし）	介護休業と同じ
要介護状態とは	負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。（ 入院中や在宅介護等を受けている場合でも該当します ）	介護休業と同じ 対象家族の介護、通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話のための休暇も該当
期間	対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで分割取得が可能。 介護休業93日間とは別に、所定労働時間の短縮等の措置は、利用開始から3年間で2回以上の利用が可能	対象家族1人につき1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として取得可能。 この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
取得単位	1日単位	1日単位、半日単位、時間単位
支給額	休業期間について賃金の支払いが無い場合 雇用保険から 介護休業給付金 として支給される。 （過去2年間の間に被保険者期間が12ヶ月以上あることが条件） ※賃金日額×休業日数×67% ※休業開始前6カ月間の賃金を180で除した額 ※賃金の上限あり（令和2年は502,200円）	事業所ごとに 無給・有給 を定めることが可能。 就業規則もしくは賃金規程や育児介護休業規程にてあらかじめ定めておく必要がある。

※ どちらも 労働者からの申し出があった場合には、取得させることが**事業主の義務**となっています。

